

市川町空き家等情報登録制度要綱

平成22年9月27日

要綱第29号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市川町内にある空き家等の有効利用を通して、町民と都市住民の交流の拡大と定住の促進による地域の活性化、住替えによる住環境の改善を図るため、空き家等情報登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等情報登録制度 市川町内に存在する空き家、空き地、空き店舗（空き家、空き地、空き店舗となる予定のものを含む。以下「空き家等」という。）に関する登録及び市川町に定住することを目的として空き家等の利用を希望する者（以下「空き家等利用希望者」という。）に関する登録を通して、空き家等登録者及び空き家等利用希望登録者に対して、情報提供を行う制度をいう。
- (2) 所有者等 当該空き家等に係る所有権その他の権利により、当該空き家等の売却若しくは賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 情報提供 空き家等及び空き家等利用希望者に関する情報で、空き家等登録及び空き家等利用希望登録者に対して有用なものを提供することをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家等情報登録制度以外による空き家等の取引を規制するものではないとする。

(空き家等の登録の申込み等)

第4条 空き家等情報登録制度による空き家等に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、市川町空き家等情報登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、市川町空き家等情報台帳に登録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を市川町空き家等情報台帳・利用希望者情報台帳登録決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家等情報登録制度によることが適當と認めるものについては、当該所有者等に対してこの制度による登録を勧めができるものとする。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「空き家等登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、市川町空き家等情報台帳・利用希望者情報台帳登録事項変更等届出書（様式第3号）により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(空き家等情報台帳の登録の抹消)

第6条 町長は、当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき又は空き家等情報登録の抹消の届出があったときは、当該空き家等情報登録を抹消するとともに、その旨を市川町空き家等情報台帳・利用希望者情報台帳登録抹消決定通知書（様式第4号）により、当該空き家等登録者に通知するものとする。

(空き家等利用希望者の登録の申込み等)

第7条 空き家等情報登録制度による空き家利用希望者に関する登録を受けようとする者（以下「空き家等利用希望申込者」という。）は、市川町空き家等利用希望者情報登録申込書（様式第5号）に誓約書（様式第6号）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を市川町空き家等利用希望者台帳に登録しなければならない。

- (1) 空き家等に定住又は空き家等を利用し、地域活性化に寄与しようとする者
- (2) 住み替えにより住環境の改善を図ろうとする者
- (3) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を市川町空き家等情報台帳・利用希望者情報台帳登録決定通知書（様式第2号）により当該空き家等利用希望申込者に通知するものとする。

(空き家等利用希望登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた空き家等利用希望申込者（以下「空き家等利用希望登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、市川町空き家等情報台帳・利用希望者情報台帳登録事項変更等届出書（様式第3号）により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(空き家等利用希望者情報台帳の登録の抹消)

第9条 町長は、空き家等利用希望登録者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、その旨を市川町空き家等情報台帳・利用希望者情報台帳登録抹消決定通知書（様式第4号）により、当該空き家等利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家等の利用の目的等が第7条第2項の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 市川町空き家等情報台帳・利用希望者情報台帳登録事項変更等届出書（様式第3号）により登録抹消の届出があったとき。
- (5) その他町長が適当でないと認めたとき。

(情報提供等)

第10条 町長は速やかに空き家等の登録情報を市川町ホームページ等に掲載し、周知するものとする。

(媒介)

第11条 町長は、前条の規定により公開された情報を閲覧した空き家等利用希望登録者から相談があった場合には、町と協定関係にある兵庫県宅地建物取引業協会姫路支部に連絡し媒介を

依頼する。

- 2 前項による町からの依頼があった兵庫県宅地建物取引業協会姫路支部は、宅地建物取引業法の規定に基づき、誠意をもって媒介業務を実施する。
- 3 前項により、契約が完了した場合には、担当した不動産業者は、宅地建物取引業法第46条に定める報酬を受領することができる。

(違約金等)

第12条 空き家等登録者の所有する物件について、担当する不動産業者が媒介業務を開始しているにもかかわらず、取り下げの申し出があったときに発生する違約金等について、町は一切関与しない。

(個人情報の保護)

第13条 第4条第2項及び第7条第2項の規定による、市川町空き家等情報台帳及び市川町空き家等利用希望者情報台帳に保有する個人情報の取扱いについては、市川町個人情報保護条例（平成16年条例第1号）に定めるところによる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月1日要綱第15号)

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。